

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月27日（令和5年（行情）諮問第642号）

答申日：令和6年6月21日（令和6年度（行情）答申第181号）

事件名：特定日の日米防衛協力小委員会における協議に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「SDC1～7（55.1.10（日））」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月22日付け防官文第11037号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の一部開示決定処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は、日米防衛協力小委員会（SDC）において「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を取りまとめるまでの日米協議の内容を記録したものである。

日米協議は1976年8月から1978年10月まで行われたもので、すでに約45年が経過しているが、防衛省は本件処分において協議の内容が記録された部分のほぼすべてを不開示としている。

これでは、ガイドラインが策定されるまでの経緯を公文書で検証することがまったく不可能となり、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」とする法の理念にも反する。

本件処分にあたっては、法5条3号および6号に該当しない情報まで不開示とされている可能性があるため、改めて精査したうえで、開示できる部分については不開示決定処分を取り消して開示することを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、「昭和53年7月に開かれた第7回日米防衛協力小委員会の議事の内容を記録した文書すべて」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙第1（略）に掲げる4文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年6月17日付け防官文第10672号により、別紙第1（略）に掲げる文書1及び文書2について、法9条1項に基づく開示決定処分を行った後、令和5年5月22日付け同第11037号により、別紙第1（略）に掲げる文書3及び文書4の2文書（このうち、文書4が本件対象文書である。）について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙第2（略）のとおりであり、別紙第1（略）に掲げる文書3及び文書4の2文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした（文書4（本件対象文書）の不開示部分及び不開示とした理由は、別表のとおりである。）。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、別紙第1（略）に掲げる文書3及び文書4の2文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、別紙第1（略）に掲げる文書3及び文書4の2文書の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月31日 審議
- ④ 令和6年5月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月17日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分（別表のとおり）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の不開示部分を不開示とした理由について諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

本件対象文書の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、文書の作成又は取得から約45年が経過した原処分時点においてもなお、我が国の安全保障に影響を及ぼす可能性を否定できない事項に関する我が国と米国との率直な見解等が明らかとなる結果、国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

- (2) 不開示部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分について

標記の不開示部分には、防衛協力小委員会における議事内容等に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

防衛協力小委員会が日米間の防衛協力の在り方に関する研究協議の場であり、日米間の防衛協力は我が国の安全保障の根幹に関わること、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）については今後も協議が行われる可能性があることに鑑みると、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの上記（1）の諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、当該不開示部分については、これを公にすることにより、文書の作成又は取得から約45年が経過した原処分時点においてもなお、我が国の安全保障に影響を及ぼす可能性を否定できない事項に関する我が国と米国との率直な見解等が明らかとなる結果、国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (3) 不開示部分のうち、別紙に掲げる部分について

別紙の（1）に掲げる部分には、防衛協力小委員会関連業務の実施について（通達）の作成日付等の情報が、別紙の（2）に掲げる部分には、防衛協力小委員会における研究・協議の進捗を図るために下部機構とし

て設置された3部会における研究・協議項目等に係る文書の標題が、別紙の(3)に掲げる部分には、防衛協力小委員会の議事録の作成日付が、それぞれ記載されていると認められる。

当該部分は、原処分において開示されている部分又は防衛省のウェブサイトにおいて公表されている内容から容易に推測できる内容であると認められる上、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、国の機関の内部における協議等について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるとは認められない。

したがって、別紙に掲げる部分は、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙（開示すべき部分）

- （１） ２枚目の不開示部分全て
- （２） １２４枚目及び１２５枚目の標題部分
- （３） １８６枚目及び２０４枚目の右上の日付部分

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
2枚目, 5枚目, 6枚目, 18枚目, 29枚目, 33枚目, 45枚目ないし58枚目, 60枚目, 63枚目, 74枚目ないし82枚目, 86枚目ないし88枚目, 100枚目, 123枚目, 126枚目, 127枚目, 131枚目ないし135枚目, 155枚目, 159枚目, 162枚目, 164枚目, 167枚目ないし169枚目, 186枚目, 188枚目, 204枚目, 205枚目, 216枚目, 219枚目及び221枚目のそれぞれ一部	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する情報であり, これを公にすることにより, 国の安全が害されるおそれ, 米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに, 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから, 法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
3枚目, 7枚目ないし17枚目, 19枚目ないし25枚目, 30枚目ないし32枚目, 34枚目ないし44枚目, 59枚目, 61枚目, 62枚目, 64枚目, 66枚目ないし73枚目, 83枚目, 85枚目, 89枚目ないし99枚目, 101枚目ないし122枚目, 136枚目ないし154枚目, 156枚目ないし158枚目, 160枚目, 161枚目, 165枚目, 166枚目, 170枚目ないし185枚目, 187枚目, 189枚目ないし203枚目, 206枚目ないし215枚目, 217枚目, 218枚目, 220枚目及び222枚目ないし224枚目のそれぞれ秘表記及びページ番号を除く全て	
4枚目, 65枚目, 84枚目及び163枚目のそれぞれ秘表記を除く全て	
124枚目, 125枚目及び129枚目のそれぞれ秘及び極秘表記並びにページ番号を除く全て	
128枚目及び130枚目のそれぞれ秘及び極秘表記を除く全て	